

4 総務第 50 号
令和 4 年 6 月 5 日

公益財団法人長岡京市スポーツ協会
代表理事 瀧川 正幸 様

京都府知事 西脇 隆俊



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 4 年 6 月 5 日 から 令和 9 年 6 月 4 日 まで